

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実・見直し等を図ること。

- (3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の養成・確保や指定特定相談支援事業所の増設等の体制整備に必要な支援措置を講じるとともに、利用計画案の有無を支給決定要件から除外するなど、環境整備を行うこと。

また、代替プラン作成の期間を延長する場合、体制整備のための支援策を講じること。

- (4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

また、事業所の偏在を防ぎ、各地域に適切に設置される仕組みを構築すること。

- (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

- (6) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

- (7) 障害福祉サービスを利用していた障害者が 65 歳の年齢に達し、介護保険制度

- に移行した場合、障害者の負担の増加を生じないよう制度の見直しを図ること。
- (8) 在宅の人工呼吸器利用者の非常用電源として、外部バッテリー及び発電機の予備電源用具を日常生活用具給付等事業の対象用具に含めること。
 - (9) 精神障害者アウトリーチ推進事業について、都市自治体においても必要に応じて実施できるよう、実施主体の拡大を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
 - (10) 就労継続支援A型事業について、暫定支給決定期間を設けた場合も特定求職者雇用開発助成金の支給対象とする等の制度の見直しを図ること。
 - (11) グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策及びスプリンクラー設備の設置等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について十分な財政措置を講じること。
 - (12) 積雪地の福祉型障害児入所施設において、1階以外の階に重度障害児の居室を設けた場合でも、重度障害児を受け入れた際に給付費加算が適用されるよう、費用算定基準を見直すこと。

2. 障害者差別解消法の施行に当たり、国は、対応要領及び対応指針を早期に示し、合理的配慮の具体的内容を提示すること。

また、都市自治体が対応要領を作成する際、対応要領が障害者の権利を守る基本的な事項を定めるものであり、統一的な取扱いが必要であることから、技術的助言を行うこと。

さらに、合理的配慮、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等に必要な財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

4. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

5. 発達障害児等に係る相談・支援等について、人材確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。

さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。

また、難病患者の就労を支援するため、法定雇用率の算定基礎に難病患者を加えること。

さらに、改正障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供を促進するため、事業者に対する財政措置を講じること。

7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。

8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。

9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

10. 障害者控除について、自治体間の認定基準の差により不公平が生じないように、障害者に準ずる者の認定基準をより明確化すること。